

# 令和4年度 大東市教育委員会 12月定例会会議録

## 1. 開催年月日

令和4年12月26日（月） 午前10時00分～午前10時40分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

## 4. 出席説明員（13名）

- ・教育総務部長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 岡田 健嗣

## 5. 傍聴者 2名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第34号  
大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市教育委員会規則について
- 日 程 第 3 教委議案第35号  
大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 一般業務報告

## 7. 議案書

### 教委議案第34号

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市教育委員会規則について

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市教育委員会規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和4年12月26日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

### 理 由

「大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例」の施行に伴い、大東市教育委員会においても手続等のオンライン化を進め、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る必要があるため。

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市  
教育委員会規則（案）

令和 年 月 日  
教委規則第 号

大東市教育委員会が所管する手続等に関する大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例（令和4年条例第26号）の施行については、大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例施行規則（令和4年規則第41号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例

令和4年12月22日

条例第26号

### (目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政手続について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）及び要綱（本市が、自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり、市の機関等が、諾否の基準（当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。）、合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。）並びに大阪府の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。
- (2) 市の機関等 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づいて設置される市の執行機関、上下水道事業管理者若しくは議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員等であって法律上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法（第1項の電子情報処理組織を使用する方法を除く。）が規定されているものを同項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当

該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当

該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政手続に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例施行規則

令和4年12月22日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例(令和4年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長若しくは市長に置かれる機関又はこれらの機関の職員等であつて法律上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、

当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項若しくは電磁的記録に記録すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項が入力されたものとみなす。

（申請等において氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第11条及び第15条において同じ。）及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

（情報通信技術による手数料又は使用料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に

係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める方式

(処分通知等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行う

ものとする。

(電磁的記録による作成等)

第14条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(作成等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(条例第7条の規則で定める書面等及び措置)

第16条 条例第7条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第7条に規定する電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ、規則で定めるものは、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(様式の特例)

第17条 条例第3条第1項又は第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は処分通知等を行う場合において、当該申請等又は処分通知等に係る様式の定めにかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、当該法令及び条例等の規定の趣旨に基づくものであって、市長が別に定める様式により行うことができる。この場合において、当該市長が別に定める様式により行われた申請等又は処分通知等については、当該条例等による申請等又は処分通知等が行われたものとみなす。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教委議案第35号

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和4年12月26日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達 朗

理 由

令和5年4月1日から教育委員会事務局の機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

部	室	課
教育総務部		教育総務課
		学校管理課
		家庭・地域教育課
学校教育政策部	教育企画室	
		指導・人権教育課
		教職員課
	I C T教育戦略課	

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、大東市教育研究所条例（平成18年条例第48号）第1条に規定する大東市教育研究所（以下「教育研究所」という。）は、学校教育政策部に属するものとする。

第3条第1項中「、課及び教育研究所」を「、室に室長を、課」に改め、同条第2項中「総括次長を」の次に「、室及び教育研究所に課長を、室」を加え、同条第3項中「前各項」を「前2項」に改める。

第4条第1項第1号中「部長」の次に「、室長」を加え、「上司」を「各々の上司」に改め、同項第3号及び第4号中「上司」を「各々の上司」に改める。

第5条中「課等」の次に「(課、室又は教育研究所をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条第4項中「課長」を「課等の長」に改める。

第8条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、

第7号の次に次の1号を加える。

(8) 総合教育会議の調整に関すること。

第8条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、教育総務部においては、第10条第2項第1号に掲げる事務をつかさどる。

第9条第2項中「企画・教職員課」を「教職員課」に改め、第8号を削り、同条第4項中「(平成18年条例第48号)」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、学校教育政策部においては、次条第2項第2号に掲げる事務をつかさどる。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(教育企画室の分掌事務)

第10条 教育企画室においては、おおむね次の事務をつかさどる。

(1) 学校その他の教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関を除く。）の設置及び廃止に関すること。

(2) 義務教育学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の2に規定する義務教育学校をいう。）及び小中一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項に規定する義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す学校をいう。）の調査及び研究に関すること。

(3) 通学区域の編成に関すること。

(4) 市長の内部組織が教育に関連する事務を実施する場合の調整に関すること。

(5) 事務局の広報に関すること（他課に属するものを除く。）。

(6) 地域と小中学校の連携及び協働に係る施策等の企画、調整及び進行管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事務局における主要事業以外の事業の企画、調整及び進行管理に関すること。

2 前項各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の命を受けるものとする。ただし、臨時の事務事業その他教育長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(1) 前項各号に掲げる事務のうち、次号に掲げる事務以外の事務 教育総務部長

(2) 前項各号に掲げる事務のうち、教育委員会の所管に属する学校の教育課程その他の

前条に定める学校教育政策部の分掌事務に関連する事務及び同項第6号に掲げる事務

学校教育政策部長

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○大東市教育委員会事務局組織規則

令和3年3月25日

教委規則第1号

大東市教育委員会事務局組織規則（平成18年教委規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、大東市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（内部組織）

第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。

部	室	課等
教育総務部		教育総務課
		学校管理課
		家庭・地域教育課
学校教育政策部	教育企画室	
		指導・人権教育課
		<del>企画</del> ・教職員課
		ICT教育戦略課
		教育研究所

2 前項に定めるもののほか、大東市教育研究所条例（平成18年条例第48号）第1条に規定する大東市教育研究所（以下「教育研究所」という。）は、学校教育政策部に属するものとする。

（職の設置）

第3条 部に部長を、室に室長を、課及び教育研究所に課長を置く。

2 部に総括次長を、室及び教育研究所に課長を、室、課及び教育研究所に課長補佐及び  
上席主査を置くことができる。

3 前各2項に定めるもののほか、特に必要があるときは、次長、参事及び主査を置くことができる。

(職務権限)

第4条 職務権限は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 部長、室長及び課長 各々の上司の命を受け所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督すること。
- (2) 総括次長及び課長補佐 総括次長は部長を、課長補佐は課長を補佐すること。
- (3) 次長及び参事 各々の上司の命を受け担当事務を掌理すること。
- (4) 上席主査及び主査 各々の上司の命を受け担当事務を処理すること。

2 前条に規定する職にある者を除く事務局の職員の配置及び担当事務は、主管の部長が定める。

(プロジェクトチーム)

第5条 第2条に定めるもののほか、教育長は、2以上の部又は課等(課、室又は教育研究所をいう。以下同じ。)の分掌する事務に係る特定の重要課題で緊急に処理する必要があるものを処理させるため、プロジェクトチームを置くことができる。

(事務の応援)

第6条 教育長において緊急事務の処理のため必要があると認めるときは、部の所属いかんにかかわらず期間を定め事務の応援を命ずることができる。

- 2 部長が前項の応援を求める必要があるときは、人員及び期間を定めてその事由を付して、教育長に申し出なければならない。
- 3 部長は、課等に属する事務の一部が繁忙なときは、その所属いかんにかかわらず期間を定め所属職員を随時に応援させることができる。
- 4 課等の長が前項の応援を求める必要があると認めるときは、人員及び期間を定めてその事由を付して、主管の部長に申し出なければならない。

(総務主管課の分掌事務)

第7条 部の総務主管課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部の主要事業の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 部の職員の配置に関すること。
- (3) 部の庶務の総括に関すること。
- (4) 部の予算及び決算に関すること。
- (5) 部の他の課等の主管に属さないこと。

2 前項の総務主管課は、教育総務部にあつては教育総務課とし、学校教育政策部にあつては指導・人権教育課とする。

(教育総務部の分掌事務)

第8条 教育総務課においては、おおむね次の事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会の表彰及び後援に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 文書の管理、收受及び発送に関すること。
- (5) 規則及び規程等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 事務局、市立幼稚園(第9条第1項第1号において「幼稚園」という。)、市立小学校及び市立中学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「教職員」という。)を除く。)の人事、給与、旅費、健康管理及び安全衛生に関すること。
- (7) 事務局の主要事業の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (8) 総合教育会議の調整に関すること。
- (8) 事務局の予算及び決算の総括に関すること。
- (9) 青少年運動広場、野崎青少年教育センター及び北条青少年教育センターに関すること。
- (10) 教育文化基金に関すること。
- (11) 他の部の主管に属さないこと。

2 学校管理課においては、おおむね次の事務をつかさどる。

- (1) 就学及び学齢簿に関すること。
- (2) 就学援助に関すること。
- (3) 奨学貸付基金に関すること。
- (4) 児童及び生徒並びに市立小学校及び市立中学校(以下「小中学校」という。)の教職員の健康診断及び疾病の予防に関すること。
- (5) 児童及び生徒の災害共済給付に関すること。
- (6) 小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (7) 小中学校の学校保健会との連絡調整に関すること。
- (8) 学校給食に関すること(次号に掲げるものを除く。)

- (9) 大東市学校給食会との連絡調整に関する事。
  - (10) 小中学校の施設に関する事。
  - (11) 学校施設整備基金に関する事。
  - (12) 通学指定道路に関する事。
- 3 家庭・地域教育課においては、おおむね次の事務をつかさどる。
- (1) 家庭教育の支援に関する事。
  - (2) 放課後子ども教室に関する事。
  - (3) 大東市PTA協議会の指導、育成及び連絡調整に関する事。
  - (4) 放課後児童クラブに関する事。

**4 前3項に定めるもののほか、教育総務部においては、第10条第2項第1号に掲げる事務をつかさどる。**

(学校教育政策部の分掌事務)

- 第9条 指導・人権教育課においては、おおむね次の事務をつかさどる。
- (1) 幼稚園及び小中学校の教育計画に関する指導に関する事。
  - (2) 学習指導、進路指導及び生徒指導に関する事。
  - (3) 支援教育に関する事。
  - (4) 人権教育に関する事(次号に掲げるものを除く。)
  - (5) 大東市人権教育研究協議会及び大東市在日外国人教育研究協議会との連絡調整に関する事。
  - (6) いじめの防止等のための対策に関する事。
  - (7) 長期欠席及び不登校の児童及び生徒に関する事。
- 2 **企画**→教職員課においては、おおむね次の事務をつかさどる。
- (1) 教職員の服務に関する事。
  - (2) 教職員の人事及び給与に関する事。
  - (3) 教職員の定数及び配置に関する事。
  - (4) 教職員の職員団体に関する事。
  - (5) 教員の免許の更新管理に関する事。
  - (6) 教職員の昇任候補者の選考に関する事。
  - (7) 学級編制に関する事。
  - (8) **地域と小中学校の連携及び協働に係る施策等の企画、調整及び進行管理に関する事**

と。

- 3 ICT教育戦略課においては、おおむね次の事務をつかさどる。
  - (1) 学校教育の情報化の推進に関する施策の企画及び調査に関すること。
  - (2) 学校教育における情報通信技術の活用のための環境の整備及びこれに関連する情報通信機器等の運用管理に関すること。
  - (3) 学校事務における情報通信技術の活用に関すること。
  - (4) プログラミング教育及び情報モラル教育に関すること。
  - (5) 情報通信技術を活用した教育委員会の情報の発信に関すること。
- 4 教育研究所においては、大東市教育研究所条例~~(平成18年条例第48号)~~第3条に規定する事業の事務をつかさどる。

5 前各項に定めるもののほか、学校教育政策部においては、次条第2項第2号に掲げる事務をつかさどる。

(教育企画室の分掌事務)

第10条 教育企画室においては、おおむね次の事務をつかさどる。

- (1) 学校その他の教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関を除く。）の設置及び廃止に関すること。
  - (2) 義務教育学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の2に規定する義務教育学校をいう。）及び小中一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項に規定する義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す学校をいう。）の調査及び研究に関すること。
  - (3) 通学区域の編成に関すること。
  - (4) 市長の内部組織が教育に関連する事務を実施する場合の調整に関すること。
  - (5) 事務局の広報に関すること（他課に属するものを除く。）。
  - (6) 地域と小中学校の連携及び協働に係る施策等の企画、調整及び進行管理に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、事務局における主要事業以外の事業の企画、調整及び進行管理に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の命を受けるものとする。ただし、臨時の事務事業その他教育長が特に必要と

認めたものについては、この限りでない。

(1) 前項各号に掲げる事務のうち、次号に掲げる事務以外の事務 教育総務部長

(2) 前項各号に掲げる事務のうち、教育委員会の所管に属する学校の教育課程その他の前条に定める学校教育政策部の分掌事務に関連する事務及び同項第6号に掲げる事務  
学校教育政策部長

(教育機関の分掌事務)

第1-0-1-1条 教育機関の分掌する事務は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(委任)

第1-1-1-2条 この規則に定めるもののほか、事務局の分掌する事務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる改正前の大東市教育委員会事務局組織規則第2条に規定する部課等に勤務を命ぜられている者は、特に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる改正後の大東市教育委員会事務局組織規則第2条に規定する部課に従前の職名及び補職名で勤務を命ぜられたものとみなす。

学校教育部教育政策室	教育総務部教育総務課
学校教育部学校管理課	教育総務部学校管理課

(大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部改正)

3 大東市教育委員会事務局職員職名規則(昭和44年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大東市教育委員会公印規則の一部改正)

4 大東市教育委員会公印規則(平成9年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則の一部改正)

- 5 大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則（平成14年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部改正）

- 6 大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則（平成25年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市立学校に関する結核対策検討委員会規則の一部改正）

- 7 大東市立学校に関する結核対策検討委員会規則（平成25年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市教育ビジョン策定委員会規則の一部改正）

- 8 大東市教育ビジョン策定委員会規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部改正）

- 9 大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市いじめ問題対策委員会規則の一部改正）

- 10 大東市いじめ問題対策委員会規則（平成27年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部改正）

- 11 大東市家庭教育支援チーム設置規則（平成28年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部改正）

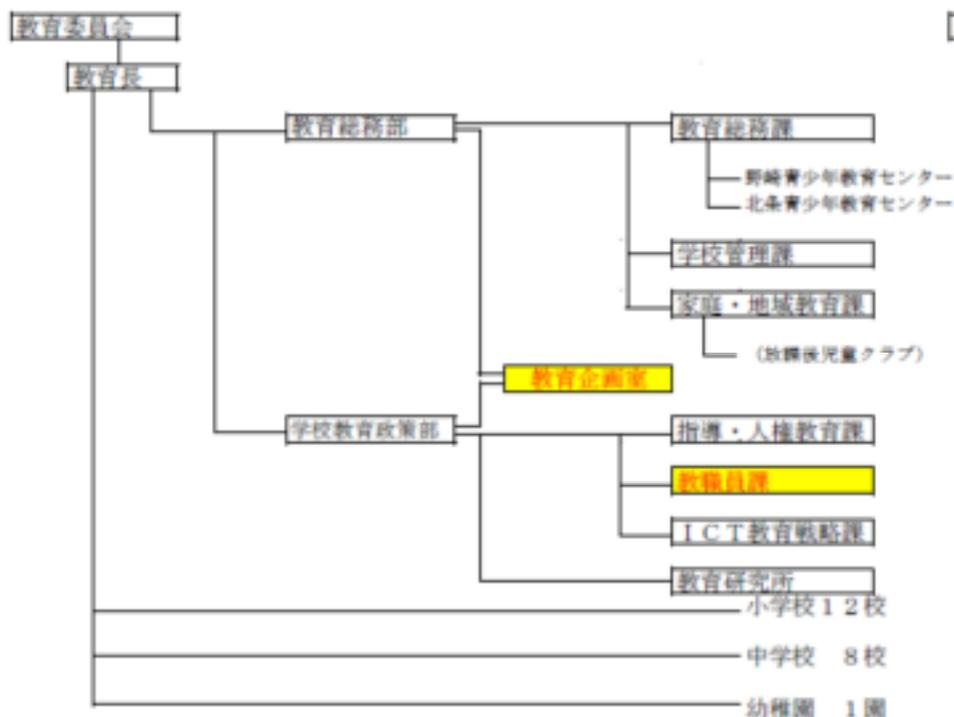
- 12 大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則（平成28年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

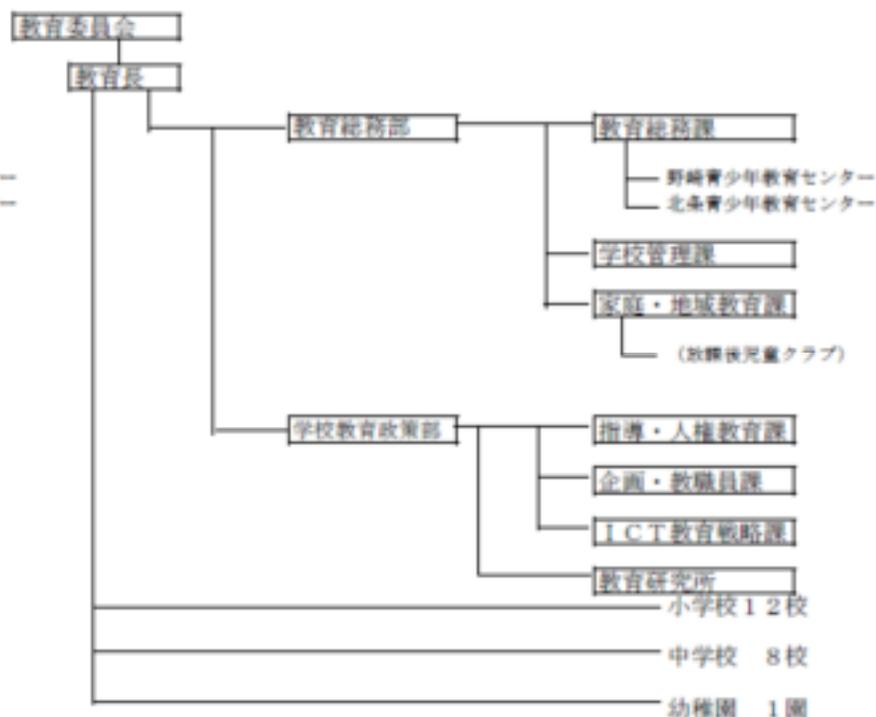
# 大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

教委議案第35号資料

## 新 組織機構図(案) (令和5年4月1日)



## 現 組織機構図 (令和4年4月1日)



### 【教育企画室の主な業務内容】

大東市教育委員会事務局組織規則第10条(抜粋)

- (1) 学校その他の教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関を除く。）の設置及び廃止に関すること。
- (2) 義務教育学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の2に規定する義務教育学校をいう。）及び小中一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項に規定する義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す学校をいう。）の調査及び研究に関すること。
- (3) 通学区域の編成に関すること。
- (4) 市長の内部組織が教育に関連する事務を実施する場合の調整に関すること。
- (5) 事務局の広報に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (6) 地域と小中学校の連携及び協働に係る施策等の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事務局における主要事業以外の事業の企画、調整及び進行管理に関すること。

## 8. 一般業務報告

1. 令和4年12月定例会月議会に係る報告事項について
2. 大東市立諸福小学校長寿命化改良工事基本・実施計画業務委託に係る公募型プロポーザル選定結果について
3. 学校園における教育活動について

## 9. 会議録

水野教育長	それでは定刻になりましたので、令和4年度12月定例会を開始させていただきます。開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。
水野教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から12月の教育委員会定例会を開催いたします。 まず傍聴にお越しの皆様、年の瀬のお忙しい中、又寒い中、教育委員会定例会へ傍聴にお越し頂きありがとうございます。 それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりしくお願いいたします。 次に、日程第2 教委議案第34号 大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市教育委員会規則について、提案理由の説明をお願いいたします。
杉谷次長	『教委議案第34号、大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例の施行に関する大東市教育委員会規則について』の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 議案資料をご覧ください。 本市におきまして、令和4年12月22日付けで「大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例」の施行に伴い、必要な事項を定める「大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例施行規則」を同日制定されました。 大東市教育委員会におきましても、手続等のオンライン化を進め、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。 令和元年12月に施行されました『情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律』（通称：デジタル行政推進法）におきまして、行政のデジタル化に関する基本原則等が示され、市においても行政手続のオンライン化を進めているところでございます。 内容につきましては、市長が所管する手続等の例によることとし、申請や届出、処分の通知、縦覧や閲覧等について、手続のオンライン化を可能とするものでございます。 施行日につきましては、公布の日でございます。 以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。
水野教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件につきまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第35号 大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

『教委議案第35号、大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について』、提案理由を、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

本案は、令和5年4月1日からの教育委員会事務局の機構改革を実施することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定に基づき、規則の改正をお願いするものでございます。

今回の組織機構の改編は、市の機構も含め全体として、新型コロナウイルス拡大の経験やICTの進展などによって変動する社会に対応しながら、持続可能なまちづくりを進めるとともに、限られた人材や財源を有効に活用した労働生産性を高め合う組織を構築することを目的として、既に市長部局につきましては、令和4年12月22日に「大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例」の一部を改正されました。

このたびの規則改正は、教育委員会事務局に係るものでございます。

主な機構改革の内容につきましては、新たに「教育企画室」を設置いたします。

「教育総務部」と「学校教育政策部」の両部に連なり、行政職員と指導主事の両方が所属する室を創設することにより、教育施策を強力に推進してまいります。

業務としましては、資料の下の部分に記載をしておりますが、同規則第10条、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することや、義務教育学校及び小中一貫教育校の調査研究に関すること、広報に関すること、地域と小中学校の連携及び協働に係る施策などの企画、調整及び進行に関することなどを担います。

なお、教育企画室の新設に伴い、「企画・教職員課」が「教職員課」に変更となります。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員

組織を変更することで、どのような課題が解決されていく予定ですか。

杉谷次長

現在義務教育学校や小中一貫教育校の調査研究については、横断的に行っているところでございます。また通学区域の編成に関すること、広報に関することや地域と小中学校の連携及び協働に係る施策等の企画調整を担当する部署も無い状態です。よって、これら課題に対処する部署の新設をしていきたいと考えています。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①令和4年12月定例会議会に係る報告事項について

- ・大東市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- ・大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部改正の概要について
- ・令和4年度大東市一般会計補正予算（第7次）について

意見・質問

- ・放課後児童クラブの質の担保について

⇒今後も様々な研修等により担保していきます。

- ・保護者への手紙のペーパーレス化について

⇒児童生徒用タブレット端末に掲示板機能があり、順次実施しています。

②大東市立諸福小学校長寿命化改良工事基本・実施計画業務委託に係る公募型プロポーザル選定結果について

7事業者の応募があり、一次審査により3事業者が進み、二次審査にて青木繁建築工房が最優秀提案者となりました。

意見・質問

最優秀提案者となった会社の良かった点は何ですか

⇒諸福小学校のレイアウト面での改良点が評価されました。

①学校園における教育活動について

大阪府コロナ信号が赤信号になる予定ではありますが、学校における感染症対策に大きな変更はありません。小中学校の修学旅行については12月で全校が無事実施出来ました。今後の入試に対する概要が示されていますが、詳細が出ましたら学校を通じて保護者に通知していきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員から意見等について

- ・1年間の目標を思い続けることは難しいが、目標を持つ人生を送ることは大切であるということについて。
- ・来年度はもっと行事に参加できる機会が増えればよいと思います。
- ・毎年年末に伊勢へ家族旅行に行くことを楽しみにしている。みなさんも何か楽しみを持って1年を過ごしてもらえたらと思います。
- ・教員の長時間労働について。月45時間以上の超過勤務をしている教員が小学校3割で中学校6割もいる現状について。

以上をもちまして、12月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和5年1月24日

水野教育長

田中委員